

内部質保証システムの運用について

令和7年9月29日 制定

令和7年11月17日 改正

令和7年12月22日 改正

「公立はこだて未来大学内部質保証の方針」に基づき本学の内部質保証システムを運用するにあたり、「アドミッション・ポリシー (AP), カリキュラム・ポリシー (CP), ディプロマ・ポリシー (DP)」(以下「3ポリシー」という。)の点検および運用, 質保証に関する PDCA サイクルについてそれぞれチェックリストを作成し, これらにより教職員が共通認識をもって継続して本学の内部質保証が図られるよう運用について定める。なお, この運用方法自体についても実際の運用を通じ, 継続的に見直し・改善を図っていくものとする。

I 3ポリシー適合チェック

【目的】

- ・策定した3ポリシーが, 中央教育審議会大学分科会等が示したガイドラインに適合しているかを自己点検・評価する。
- ・評価結果に基づき, 3ポリシーの修正の要・不要を決定する。

【実施手順】

- ① 担当副学長が, 以下のガイドライン等に3ポリシーが適合しているかをチェックリストにより自己点検・評価を行う。
 - ・中央教育審議会大学分科会大学教育部会 (平成 28 年 3 月 31 日) “「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー), 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー) 及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン” 【3ポリシー】
 - ・中央教育審議会(平成 20 年 12 月 24 日)“学士課程教育の構築に向けて(答申)”において示された「各専攻分野を通じて培う「学士力」ー学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針ー」【DP】
 - ・日本学術会議情報学委員会情報科学技術教育分科会(平成 28 年 3 月 23 日)“報告 大学教育の分野別質保証のための 教育課程編成上の参照基準 情報学分野参照基準”【DP】
 - ・中央教育審議会大学分科会(平成 27 年 9 月 15 日)“未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した『知のプロフェッショナル』の育成～”【大学院3ポリシー】

- ② 評価委員会内の内部質保証担当グループが入力内容をチェック・修正する。
- ③ 評価委員会が内容の妥当性とその修正や改訂の要・不要を審議する。
- ④ 評価委員長が理事長・学長にチェック結果を報告，3ポリシーに修正が必要な場合は，常勤役員会議にて担当部局を協議し，理事長・学長が決定する。

⑤

【3ポリシーに修正等がある場合】

- ア 担当部局において修正案を作成し，
教育研究審議会にて審議
- イ 担当副学長が教授会にて教育研究審
議会結果報告

【3ポリシーに修正等がない場合】

- ア 教育研究審議会にてチェッ
ク結果を報告
- イ 評価委員長が教授会にてチ
ェック結果を報告

- ⑥ 大学公式サイトにおいて，チェック結果を公表する。

II 3ポリシー運用チェック

【目的】

- ・3ポリシーに基づいて，入学者選抜，教育課程の実施，学修成果の評価が適切に行われているか，情報共有・情報公開が適切に行われているかを自己点検・評価する。
- ・評価結果に基づき，入学者選抜，教育課程の実施，学修成果の評価，情報共有・情報公開について改善を行うかどうかを決定する。
- ・評価結果に基づき，3ポリシーの修正の要・不要を決定する。

【実施手順】

- ① 以下の3点について担当副学長および学科長・研究科長がチェックリストに入力する。
(12月～3月)
 - ・APに基づく入学者選抜 **【担当副学長】**
 - ・DP・CPに基づく教育課程と成果評価 **【学科長・研究科長】**
 - ・情報共有・公開 **【担当副学長】**
- ② 入力内容を評価委員会内の内部質保証担当グループがチェック・修正する。
- ③ 評価委員会で内容の妥当性・修正可否を審議する。(4～5月)
- ④ 評価委員長が理事長・学長にチェック結果を報告し，改善が必要な場合は，常勤役員会議にて協議し，理事長・学長が担当部局を決定する。

⑤

【改善が必要な場合】

- ア 担当部局において改善案を作成し、教育研究審議会にて審議
3ポリシーを修正する場合は、担当部局において修正案を作成し、「3ポリシー適合チェックリスト」でチェックしたうえで、教育研究審議会にて審議
- イ 担当副学長が教授会にて教育研究審議会結果報告

【改善が不要な場合】

- ア 教育研究審議会にてチェック結果を報告
- イ 評価委員長が教授会にてチェック結果を報告

⑥ 大学公式サイトにおいて、チェック結果を公表する。

Ⅲ 本学の取組みに関するPDCAチェック

【目的】

- ・本学の「教育」、「研究」、「地域貢献・社会貢献」、「大学運営」に関する取組みについて、PDCA サイクルが機能しているかを自己点検・評価する。

【実施手順】

(1) 毎年度、チェック対象の選定

- ① 評価委員会の内部質保証担当が「教育」、「研究」、「地域貢献・社会貢献」、「大学運営」に関する取組みから各1つ以上のチェック対象を選定し、評価委員会で選定の妥当性を審議する。(12月～3月)
- ② 担当部局へ翌年度のチェック対象となっている旨を通知する。(3月)
- ③ 評価委員長が理事長・学長に審議結果(選定したチェック対象)を報告し、教育研究審議会にて審議する。(4～5月)
- ④ 評価委員長が教授会にて選定したチェック対象について報告する。

(2) 選定した対象のチェック

- ① 担当副学長および担当部局が、PDCAチェックリストに入力する。(12月～3月)
- ② 評価委員会にチェック結果を提出する。(4～5月)

(改善が必要な場合)

評価委員長から担当部局に改善の指摘・助言を行い, 担当部局が改善方法等を提示, それを確認したうえでチェック結果とあわせて③～⑤にて報告する。

- ③ 評価委員長が理事長・学長にチェック結果を報告する。
- ④ 評価委員長が教育研究審議会にチェック結果を報告する。
- ⑤ 評価委員長が教授会でチェック結果を報告する。
- ⑥ 大学公式サイトにおいて, チェック結果を公表する。

